

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

ふくいブランドと越前海岸の魅力による稼ぐ農業・漁業実現プロジェクト

2 地域再生計画の作成主体の名称

福井市

3 地域再生計画の区域

福井市の全域

4 地域再生計画の目標

4-1 地方創生の実現における構造的な課題

[担い手・後継者の減少]

本市の農家戸数は、平成17年からの10年間で、36%減少（H17:7,598戸からH27:4,859戸）したほか、60歳以上の割合が、全体の90%を占める（H17:88.8%→H27:90.5%）。農業従事者の平均年齢も全国より3.6歳高い70.0歳となっており（全国平均:66.4歳）、農業従事者の減少や高齢化が急速に進んでいる。そのような状況から、農産物の生産量減少や耕作放棄地の増加、貴重な地場野菜、ブランド野菜等の継承が危ぶまれている。

また、越前海岸に位置する鷹巣地区は、かつて梅（鷹巣梅）の一大産地であったが、後継者不足から出荷量が10年前の約10分の1まで減少している。

本市漁業においても、平成20年からの5年間で、39%減少（H20:203人からH25:123人）しており、60歳以上の割合が59%、平均年齢は65歳であり、高齢化など農業と同様の課題を抱えている。

[知名度の低さとプロダクトアウト思考]

本市農業は、米どころとして一定の知名度があるほか、漁業においても越前がにが全国的な知名度がある。

しかし、それ以外の農産物（野菜、果物）や水産物は知名度が低く、ブランド力も弱いことから十分な販路が確保できていない。

特に本市農業は、大量生産・大量出荷が可能な大規模産地ではないことから、ブランド力の弱さが、そのまま農家の所得に影響している。その結果、生産拡大や品質向上のインセンティブにも繋がらない悪循環に陥っている。

さらに生産者目線による生産（プロダクトアウト）が中心であり、市場ニーズとマッチしていないため、十分な売り上げが得られていないという課題もある。

[販路開拓能力の低さ]

現在は、JA系統での出荷以外にも、ECの活用等、多岐にわたる販売チャネルの活用が可能となっている。

しかし本市の農家は、法人化率が低く（農業生産の多い北海道の法人化率8.78%に対し、福井県：2.23%、福井市：1.60%（H27））、小規模農家が多いことから、マーケティングや販路開拓等の営業活動に十分な経営資源を割くことが困難な状況であることから、十分な収益につながらず「稼げる農業」を目指す上での課題となっている。

[地域資源の未活用]

越前海岸一帯には、農林水産物以外にも、その加工品や食、景観、文化、歴史など、都市部には無い優れた地域資源が数多く存在するものの、単体では知名度も低く、その魅力を市外からの誘客に十分に活用しきれていない。

また、発地型観光/団体旅行が主流の時代には、大型観光バスによる越前海岸ツアー等が多数行われたものの、昨今の着地型観光/個人旅行を中心とした観光客のニーズ変化に十分に対応できておらず、観光客は減少傾向にあり、観光産業及び周辺産業の一層の衰退が懸念される。

4-2 地方創生として目指す将来像

【概要】

福井市北西部に位置する三里浜砂丘地では、平成28年度に園芸産地の再生を

目的として、地方創生推進交付金も活用しながら、生産者やJ A、行政などからなる官民協働の協議会を設立し、地域ブランド品目の生産体制の整備や販路拡大に取り組んできた。その結果、本市のトップブランド品である金福すいかやミディトマト（越のルビー）など付加価値の高い農産物の生産性や収益性が向上し、若者の新規就農にもつながっている。

さらに、将来の本市農業の中核を担う作物としての期待を込めて、新たに栽培を始めたオリーブは、地元生産組合が設立された。オリーブによる収入はまだこれからだが、生産組合を中心としてオリーブ畑の景観やオイル絞り体験等、観光資源としての活用も視野に入れた活動が行われるなど、将来を見据えた動きが生まれている。

今後は、この動きを他地域や水産業、観光業などの他産業へと広域的に波及させていく。

そのため対象エリアを隣接する越前海岸一帯まで拡大し、オリーブを含めたエリア内の農林水産物や加工品（特産品）の販路開拓による収入増加や、食、景観、文化、歴史等の地域が有する資源を絡めた観光など、地域を売り込むことで、平成34年度の新幹線開業の機会も捉え、エリア外から人を呼び込み稼げる地域を目指していく。

それにより新規就農漁者を始め、地域での雇用増加につながり、さらに経済が活性化する好循環を生み出す。

【数値目標】

K P I	事業開始前	2019年度増加分	2020年度増加分
	(現時点)	1年目	2年目
新規就業者（農業、漁業）数（人）	30	6	6
新商品開発数（品目）	0	0	1
地域商社収入額（千円）	0	0	1,000
イベント開催数（回）	0	0	1

2021年度増加分 3年目	KPI増加分 の累計
6	18
3	4
9,000	10,000
3	4

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

5-2の③および5-3のとおり

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

○ 地方創生推進交付金（内閣府）：【A3007】

① 事業主体

2に同じ

② 事業の名称

ふくいブランドと越前海岸の魅力による稼ぐ農業・漁業実現プロジェクト

③ 事業の内容

担い手の高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加など、本市農業、漁業が抱える構造的な問題を解決し、「稼げる農林水産業」の実現に向けた体制整備に取り組む。

具体的には、福井ブランドの構築、今後を見据えたスマートアグリ、スマート漁業の普及、栽培技術の向上、プレーヤー（担い手）の確保と育成を一体的に進めていく。

また、「地域商社」を設立し、本市特産品の販路開拓に加え、本市の食、景観、文化、歴史などの地域資源を活用した観光産業の磨き上げを図り、市外から人を呼び込み、本市の稼ぐ力を向上させ地域経済の好循環につなげていく。

[プレイヤー（担い手）の発掘、育成]

農業・漁業の新規就業者イベントへの出展、農業・漁業見学ツアーの開催、滞在型の体験等を通して、新たなプレイヤーを発掘する。

また栽培技術等の指導充実や栽培、経営等多様な研修を通して、栽培技術だけでなく、マーケットインによる生産等、経営感覚に優れたプレイヤーを育成する。

[ふくいブランドの拡大、創出]

オリーブやきゃろふく（サラダにんじん）、カーボロネロ（黒キャベツ）等について、生産拡大と品質向上に取り組み、金福すいかや越のルビーなどに続く新たなブランド製品として育成する。鷹巣梅については、後継者となりうる若手も出てきたことから、梅産地の再生に向けた支援を行う。水産物では、漁業協同組合が行うバフンウニや海藻アカモクの養殖試験を支援することにより養殖技術を確立し、ブランド製品の安定生産を図る。

また、パッケージのリデザインや、統一したプロモーションデザインの導入等にも取り組み、知名度のアップにつなげる。

さらに、ICTを活用したスマートアグリ、スマート漁業の普及を促進し、品質の向上と安定化を図るとともに、より効率的な生産体制を整備する。

[地域商社の設立]

地域経済の循環を創出するエンジンとして、金融機関、地元企業との連携により、「地域商社」を設立する。「地域商社」は、十分な経営資源（営業手段）を持たない本市農林水産業者の状況に応じた伴走型の販路開拓、ブランド確立、市場ニーズの把握と生産者へのフィードバック、新商品の開発等、マーケティングを総合的に担う。これにより、生産拡大や技術支援等の入口（＝生産）支援から出口（＝販売）までの一貫した支援体制を確立し、生産者の所得を向上させ、「稼げる農林水産業」としていく。

また、「地域商社」は、着地型観光の主体として、食、景観、文化、歴史等の地域資源を有機的に結び付け、観光商品を開発する等、観光事業も担い、地

域における総合プロデューサーとして、交流人口を拡大させ地域経済を活性化し、「稼げる地域」としていく。

④ 事業が先導的であると認められる理由

【自立性】

農林水産品や加工品等の売込みを核となる事業として、その他の事業も併せて行うことで収益を確保し、自立して事業を展開していく。そして地域商社が中心となり、新たなブランド品の創出や、食、自然、文化などの地域資源を活用した取り組みを行うことで、地域のブランド力が高まり、自立できるビジネスモデルを構築していく。

【官民協働】

「地域商社」の運営を含め、収入を得るための活動は、民間事業者が中心に担い、行政は、そうした活動をする上で、必要となる環境(ハード、ソフト面)整備を担う。「地域商社」は、市と民間事業者が連携して設立する。

【地域間連携】

県や県内市町と連携し、福井の農産物、特産物の魅力、価値を高める取り組みを行うほか、共同で新規就農者のためのイベントに参加することで、都市部から福井で農業を始める人を確保する。

【政策間連携】

農林水産品や加工品の生産・販売にとどまらず越前海岸の食、景観、文化、収穫体験などを地域資源として活用し、国内外から人を呼び込む。あわせてUITターンによる農漁業の新規就農・漁業を支援することで、定住人口の増加につなげる。

⑤ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（KPI））

4-2の【数値目標】に同じ

⑥ 評価の方法、時期及び体制

【検証方法】

福井市農林水産業連絡協議会

【外部組織の参画者】

農業協同組合、漁業協同組合、農業委員会、公益社団法人ふくい農林水産支援センター、市場関係者、各組織代表、行政（県）

【検証結果の公表の方法】

HP等で公表

⑦ 交付対象事業に要する経費

- ・ 法第5条第4項第1号イに関する事業【A3007】

総事業費 82,903千円

⑧ 事業実施期間

地域再生計画の認定の日から2022年3月31日まで（3か年度）

⑨ その他必要な事項

特になし

5-3 その他の事業

5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当なし

5-3-2 支援措置によらない独自の取組

(1) 新規就農者支援事業

ア 事業概要

（U・Iターンによる新規就農者支援）950千円

研修生や就農者が市内に移住した場合、農機具等の購入経費等、初期

投資の負担軽減を目的に奨励金を交付する。

(就農奨励金) 2,900千円

農業次世代人材育成投資事業(国事業)の対象(45歳未満)とならない、45歳以上60歳未満の新規就農者に対し、奨励金を交付する。

(小農具等整備奨励金、住宅確保給付金) 325千円

45歳以上60歳未満の新規就農者の農具整備や家賃の助成を行う。

イ 事業実施主体

新規就農者、本市に就農予定の研修生

ウ 事業実施期間

平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

6 計画期間

地域再生計画の認定の日から2022年3月31日まで(3か年度)

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

7-1 目標の達成状況に係る評価の手法

5-2の⑥の【検証方法】及び【外部組織の参画者】に同じ。

7-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

4-2に掲げる目標について、7-1に掲げる評価の手法により行う。

7-3 目標の達成状況に係る評価の公表の手法

5-2の⑥に掲げる【検証結果の公表の方法】に同じ。